

税のお知らせ

【地方税共同機構広報】
10月1日から

地方税共通納税システム
がスタート！

地方税共通納税システム
とは

eLTAXを利用し
て、すべての地方公共団
体へ、インターネットバ
ンキングやダイレクト納
付により納税が可能とな
る仕組みで、個人住民税
(特別徴収分・退職所得
分)、法人市町村民税な
どを複数の地方公共団体
に対して、電子的に納税
することができるとシステ
ムです。

地方公共団体や金融機
関の窓口に向くことな
く、自宅や職場のパーソ
ンからインターネットを
通じて納税することがで
きるようになります。

※「eLTAX」とは、
全地方公共団体で組織す
る「地方税共同機構」が
運営する地方ポータルシ
ステムの呼称で、地方税
における手続きを、イン

ターネットを利用して電
子的に行うシステムで
す。

納税できる税金の種類

● 個人住民税(特別徴収
/退職所得に係る納入
申告)

● 法人市町村民税

● 事業所税

● 法人道府県民税

● 法人事業税

● 地方法人特別税

利用開始日

2019年10月1日から

利用方法

利用開始に向けて、地
方税共同機構が現在準備
を進めています。

ダイレクト納付のご利
用は、9月24日(火)以
降、P C d e s k (W e
b版)またはP C d e s
k (D L版)から口座登
録を行えば、ダイレクト
納付をご利用いただけま
す。

金融機関の審査は、最
大1か月程度を要する場
合がありますのでご注意
ください。

利用方法、利用可能な
金融機関など、詳しくは
eLTAXホームページ
をご覧ください。

お問い合わせ先

受付時間

平日午前9時から午後5
時まで(祝日、年末年始
を除く。)

ヘルプデスク

(地方税共同機構)

☎0570-0811-459

右記の番号でつながらな
い場合

☎03-5500-7010

70歳以上の方は、事前
に高齢者講習の案内があ
りますので、早めに自動
車を予約してください。

入院等で期間内に手続
きができないときは、名
寄警察署交通課にお問い
合わせ下さい。

お問い合わせ

名寄地区交通安全協会連合
会(更新時講習指導員会)

☎01654-210110

(名寄警察署内)

税務住民課

住民生活グループ

☎4-2511-内線118

☆4-2511-03

運転免許の更新講習に
ついて

お知らせ

運転免許の更新講習
は、免許の有効期限内に
終えなければなりません。
また、更新時講習は
事前に警察署で手続きを
終えた後に受講して下さ
い。

手続きには、案内葉
書・写真・免許証・印
鑑・手数料が必要です。

○3歳から5歳までにつ
いては、全ての子ども
たち

○0歳から2歳までにつ
いては、住民税非課税
世帯の対象となる子ど
もたち

このほか、無償化には
上限がある場合や、無償
化に含まれない費用、利
用できる制度には一定の
要件がある場合などがあ
ります。

詳しくは、内閣府の
ホームページ(<https://www.youthmushouka.go.jp/>)を
ご覧ください。

お知らせ

10月から幼児教育・保育
の無償化がスタートします

幼稚園、保育所、認定
こども園等(下川町で
は、下川町認定こども園
「こどものもり」)を利
用する次の子どもたちの
利用料が無料になりま
す。

お問い合わせ

保健福祉課

☎4-2511-内線124

☆4-2511-04

認定こども園

☎・☆4-2413

